

平成28年(モ)2058号 保全異議申立事件

(基本事件：平成28年(ヨ)19号 不動産仮差押命令申立事件)

債権者 片岡明幸

債務者 宮部龍彦

2017年1月31日

保全異議答弁書

横浜地方裁判所相模原支部保全係 御中

債権者代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭 一



同

中井 雅 人



債権者は、債務者の平成28年12月18日付保全異議申立書に対し、以下のとおり主張する。

第1 申立の趣旨に対する答弁

- 1 横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)19号不動産仮差押命令申立事件について、同裁判所が平成28年4月8日にした仮差押決定を認可する
- 2 申立費用は、債務者の負担とする
との裁判を求める

第2 申立の理由に対する反論

- 1 被保全権利の存在は明らかである

債務者は、本件の仮差押決定（原決定）における請求債権目録において「損害金300万円」とあることについて、①債権者は損害を受けていない、②損害の算定根拠と内容の疎明を欠く、との主張を行っているが、いずれも失当である。

債務者は、請求債権目録における不法行為として表示された行為（債務者自らなした行為）の存在と内容については特段争っていないところ、当該行為が債権者の名誉権・プライバシー権等を侵害する不法行為となることは明らかであり、当該不法行為に基づく損害はどんなに少なく見積もっても300万円を超えることも明らかであり、疎明も十分に尽くされている。

- 2 債務者のその余の主張も全て失当である

債務者は、本件の仮差押決定（原決定）について、「自称部落出身者に逆らって却下すると怖い」「債務者を黙らせないと自称部落出身者が騒乱を起こすかもしれない」との「偏見と差別意識」に基づいて「懲罰的に」発令されたものだと主張する。

このような野放図な主張がなされていること自体、債務者による保全異議の申立てに理由がないことを示して余りある。

部落差別は現在も日本の社会に根深く残存しており、近年は債務者のごとく、インターネットを利用して差別を引き起こす情報をばらまくという悪質な事例もあとを絶たない。インターネットには①情報発信の容易性、②情報発信者の匿名性、③情報の保存・転載の容易性（情報拡散の容易性）などの特徴があるから、債務者の行為が引き起こす人権侵害は深刻かつ広範囲に及ぶ。

このような現実を直視せず、裁判所を侮辱するかのような表現を用いてなされている債務者のその余の「申立ての理由」は全て失当である。

以 上